

第2回 札幌市住まいの協議会 議事要旨

1 日時

平成24年2月2日（木） 15:00～17:00

2 場所

札幌市役所地下2階 2号会議室

3 次第

- (1) 開会
- (2) 審議
 - ・減免制度の現状と課題
- (3) その他
- (4) 次回スケジュールについて
- (5) 閉会

4 出席委員

会長	杉岡 直人	北星学園大学社会福祉学部 教授
副会長	谷本 一志	東海大学国際文化学部 教授
委員	長内 吉雄	臨時委員
委員	梶 晴美	北翔大学人間福祉学部 准教授
委員	今野 美智子	臨時委員
委員	西原 桂子	NPO法人シーズネット
委員	宮達 隆行	(社)北海道不動産鑑定士協会 会長
委員	森田 久芳	公募委員
委員	山本 明恵	(社)北海道建築士会札幌支部 理事 NPO法人さっぽろ住まいのプラットフォーム 理事長

5 議事概要

《開会》

《審議》

- ・会長が議事進行

(以下、○は委員、●は事務局の発言)

<減免制度の現状と課題>

- 昨年12月に策定した札幌市行財政改革推進プランの見直し項目として掲げられたというのが今

回の諮問の背景であり、減免制度の見直しの必要性については、大きく二つの理由がある。
1 点目は、市営住宅使用料における減免額が年々増加し、本市の財政を圧迫していること、
2 点目が、増大する市営住宅の修繕費や建てかえ費用の財源の確保が必要となっていること
である。

●減免制度の見直しにあたり、具体的に検討を要する項目は以下の4点である。

- ① 減免基準額の見直し
- ② 負担率及び負担率区分の見直し
- ③ 最低負担額の見直し
- ④ 各種控除の見直し

(減免基準額について)

●現行において減免対象となる基準額は72,000円であるが、この金額は平成13年度の4人世帯の生活保護費がベースとなっており、減免制度の抜本的改正が行われた平成14年以降見直しが行われていない。

●生活保護制度においては、基準の改定などに際して基軸となる世帯とするため、「標準世帯」としてモデル的な世帯を定めている。この標準世帯は、年代とともに、5人から4人、3人と世帯人数が減少してきており、現在の標準世帯は3人とされている。

●平成23年度の生活保護基準額をベースに、標準3人世帯をもとに基準額を算出すると71,000円となる。また、現行の基準額では算入していないが、年末に全世帯に支給され、生活費としての性質を持つと考えられる期末一時扶助も含めた場合は73,000円となる。

○期末一時扶助については、生活費としての収入ということであれば、基準額算出の際には含めた方がいいと思う。これを含めないとする理由はない。

○減免基準額については、生活保護において生活費として支給される金額を全て考慮し、期末一時扶助を含めて算出した73,000円とするのが、理屈上は一番合理的だと考えられる。

(負担率及び負担率区分について)

●現行制度では、本来家賃に対する負担率が90%から20%までの6区分。減免世帯の7割を超える世帯が、最低の負担率である20%の区分に集中している現状であり、これらの負担率や金額の区分について検討が必要と考えられる。

●資料3の13、14ページはどの数字をどの程度変えればどれくらいの効果額が生じるかということを示したものであり、現段階では、あくまでも数値的な目安として、比較できるようにまとめた表である。71,000円を減免基準額とした場合7,100円まで10%刻みで、71,000円の何割かという数字を当てはめて区分を設定したものである。

●15ページはB-2とB-4、効果額にして2億円強のパターンと約3億5,000万円のパターンを比較したもので、金額の刻み方や最低負担額5,000円というのは全く同じにしている。ただ一つ違うのは、一番下の層の負担率が30%か40%かという点で、現行の制度では、一番下の18,000円以下の階層に減免世帯の7割を超える世帯が集中していることから、多くの世帯が属するこの階層の負担率を変えることで効果額は大きく変わってくるのがわかる。B-2の2億円のパターンでは、上昇額はおおむね月額5,000円以内で収まり、上昇率も2倍未満が圧倒的に多いの

に比べ、B-4のパターンで3億5,000万円の効果額を生み出すためには、上昇額は5,000円を超えるケースも多くなり、上昇率も2倍となるケースが多くなっていく。

○13、14ページの表は二つの変数を同時に示しており、最低負担額の3,500円を5,000円にしてもそんなに大きな違いはなく、むしろ一番下の階層の減免率を20%から30%、40%へ変更した場合に大きな違いとなってあらわれてくる。もちろん、最低負担額を7,000円、1万円にすると話が違ってくるが、見直し後の上昇を2倍以内とするよう考慮した場合、13ページの最低負担額が3,500円か5,000円かで判断することになるのではないかと。

○負担率を高めるか低めるかによって最低額が変わる。2割負担にするか、3割負担にするか。最低額の方は、結果的には8割減免して2割残ったものが最低負担額以下であれば最低負担額だけもらいましょうということなので、負担率と最低負担額は両方一緒に考えて決めなければ余り意味をなさないのではないかと。

(最低負担額について)

●現在、3,500円としている最低負担額は、近傍同種家賃に占める修繕費の割合が市内で最も低い団地の修繕費に相当する金額として設定している。維持管理費用が年々増加している現状において、果たして適正であるのか、現行の設定の根拠自体が妥当であるのか検討が必要と考える。

○入居者には、一番低い金額で家賃を払っている方とそうでない方がいるわけで、やはり、安ければ安いほどありがたいというのが皆さんの本音だと思うが、それよりも不公平過ぎるという声はるかに多い。3万円位払っている人は、減免で家賃がこんなに安くなる方がいるとは思っていない。5,000円がいいか、7,000円がいいか、1万円がいいかというのは議論する必要があるが、3,500円というのは、普通に家賃を払っている方にとってはあり得ない金額である。一方で、実際に3,500円で家賃を払っている方は、上げてもらいたくないというのが本音だと思う。

○3,500円の方は何世帯ぐらいあるのですか？

●3,500円の家賃の世帯は1,560世帯くらいあり、減免を受けている7,840世帯うちの約2割の方が3,500円である。

○近傍同種家賃に占める修繕費の割合の15.91%という数字については、普通に払う人は15.91%の修繕費は最低払ってくださいという最低額を算出する数字としてはおかしくない。ただ、15.91%は、近傍同種家賃に占める修繕費の割合が最も低い団地の数字であるので、使うのであれば平均だと思う。最も低いものにする必要はないわけで、どの率を使うかについては議論する余地がある。

○最低負担が5,000円だと年間に6万円の家賃となるが、それでも6万円の負担の家賃しか発生していないということは、普通はあり得ない。普通の世帯は収入に対する住宅費の比率が3分の1というのが一つのリスクになっている。家賃が5,000円でなければ生活できないということになると、その人の生活自体を救済してあげないと問題になるということもある。生きていけないような生活をさせて家賃5,000円を取るということにはならない。5,000円が高過ぎるという話になってくると、生活保護をちゃんと受けるように勧めないと、人権無視のようなことになりかねない。本来は、1万円くらいは払ってもらうという感覚でなければならぬが、1万円以下の家賃を払っている人もいると思うので、見直しに当たっては、7,000円くらいまでだったら——ただ、3,500円の人がいきなり7,000円になると、非常にショックを受けるということはあるかも

しれない。

○月の収入が4万円、5万円という人たちが市営住宅の入居を一生懸命目指している。せめて2万円くらいの家賃のところに入りたいのだけれども、なかなか市営住宅に入居できない。減免により家賃が余りにも安くなっていて、そのままでもいいと思って払い続けている人を面倒見続けるのがいいのか、という疑問もある。

○負担率及び負担率区分の見直しと最低負担額の見直しはセットにして判断できるようにした方がいいと考えられるので、これまでの計算基準から算出した最低負担額4,200円もあれば、5,000円、7,000円もあるということにして、率を20%、25%と30%、35%とした場合、どのくらいの家賃収入の変動が起きるか試算したうえで検討し、次回以降の協議会において決めることとする。

(各種控除について)

●既に税法上廃止となっている老年者控除について、減免制度の計算の上では現在も適用を続けている。平成17年に、今回の住まいの協議会の前身である住宅対策協議会において一度審議した際には、税法上既に廃止され、さらに北海道や他の政令市においても廃止となっているこの控除を存続させる合理的な理由は失われており、適切な対応が必要との答申が出ているが、その後の高齢者を取り巻く状況が非常に厳しいものであったことから、廃止を見合わせてきた経緯がある。

●医療費控除については、医療機関で支払った自己負担額のうち、健康保険の高額療養費で戻ってくる部分を除いて、控除の対象としているほか、所得税法上の医療費控除のうち、支払った医療費から保険金や高額療養費などで補てんされる分を差し引いた金額について控除の対象としている。所得税法上の医療費控除については、確定申告書の控えなどで金額の確認が可能であるが、高額療養費の申請状況や払い戻しを受けた状況などについては、すべて聞き取りやみずからの申告によるものであるため、確認をとることが困難であるのが実態であり、公平性の観点から検討の必要がある。

●既に平成17年度分から廃止されている老年者控除を未だに適用している。老年者控除の適用世帯は、減免世帯の60%くらいを占めており、これを単純に廃止することにしてしまえば減免額が3億円減るが、家賃が3倍も4倍も上がる老年者世帯が発生する。老年者控除を廃止し、年金と給与それぞれの所得の控除方式に戻せば相殺されるということで、実質的には払う方には大きな変化は生じないため、老年者の方には余り大きな影響はない。

○所得税法上存在していない老年者控除が、あたかも制度が存続しているかのように計算していたのが適切ではなく、今は制度的にわかりにくくなってしまっている。老年者控除を廃止し、収入の種別に応じた所得計算を行うような仕組みにした方が適切だと思われる。

《次回のスケジュールを確認》

《閉会》